



2025 年 8 月 14 日

各 位

会社名 株式会社あいちフィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊藤 行記
(コード番号:7389 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 グループ経営企画部長 北川 敏之
(TEL. 052 - 262 - 6512)

(訂正)「2025 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

2025 年 5 月 15 日に公表いたしました「2025 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正理由

あいち銀行単体のリスク・アセットの額の算出に誤りがあったものです。これに伴い、あいちフィナンシャルグループ連結も訂正しております。

2. 訂正内容 (訂正箇所には下線を付しております)

<添付資料 27 ページ>

5. 2025 年 3 月期 決算短信説明資料

I 2025 年 3 月期決算の状況

6. 自己資本比率 (国内基準)

(訂正前)

①あいちフィナンシャルグループ連結

(単位: 百万円、%)

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	増 減
1. 自己資本比率 (2 / 3)	8.94	<u>8.85</u>	<u>△0.09</u>
2. 自己資本の額	282,898	289,658	6,759
3. リスク・アセットの額	3,161,030	<u>3,271,469</u>	<u>110,439</u>
4. 総所要自己資本額	126,441	<u>130,858</u>	<u>4,417</u>

(注)「自己資本比率 (国内基準)」は、「銀行法第 52 条の 25 の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (2006 年金融庁告示第 20 号)」に定められた算式に基づき、連結ベ

ースについて算出しております。

②あいち銀行単体

(単位：百万円、%)

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	増 減
1. 自己資本比率(2/3)	8.08	<u>7.85</u>	<u>△0.23</u>
2. 自己資本の額	250,671	252,002	1,330
3. リスク・アセットの額	3,102,001	<u>3,206,950</u>	<u>104,949</u>
4. 総所要自己資本額	124,080	<u>128,278</u>	<u>4,197</u>

(注) 1. 「自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

2. 2025年1月1日付で、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行は、株式会社愛知銀行を存続会社、株式会社中京銀行を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で株式会社愛知銀行の商号を株式会社あいち銀行へ変更しております。

3. 2024年3月期の計数は、株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の単純合算の数値であります。

(訂正後)

①あいちフィナンシャルグループ連結

(単位：百万円、%)

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	増 減
1. 自己資本比率(2/3)	8.94	<u>8.78</u>	<u>△0.16</u>
2. 自己資本の額	282,898	289,658	6,759
3. リスク・アセットの額	3,161,030	<u>3,298,470</u>	<u>137,439</u>
4. 総所要自己資本額	126,441	<u>131,938</u>	<u>5,497</u>

(注) 「自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号)」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

②あいち銀行単体

(単位：百万円、%)

	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	増 減
1. 自己資本比率(2／3)	8.08	<u>7.79</u>	<u>△0.29</u>
2. 自己資本の額	250,671	252,002	1,330
3. リスク・アセットの額	3,102,001	<u>3,233,951</u>	<u>131,949</u>
4. 総所要自己資本額	124,080	<u>129,358</u>	<u>5,277</u>

- (注) 1. 「自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。
2. 2025年1月1日付で、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行は、株式会社愛知銀行を存続会社、株式会社中京銀行を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で株式会社愛知銀行の商号を株式会社あいち銀行へ変更しております。
3. 2024年3月期の計数は、株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の単純合算の数値であります。

以 上